

マルチ・ステークホルダー型協同組合の 発展とわが国への示唆

明田 作

〈農林中央金庫 JAバンク統括部 主監〉

〔要 旨〕

- 1 1970年代以降，経済の低迷と福祉国家の衰退という文脈のなかで，行政機関や既存の企業体によっては満たされないニーズへの対応として，新たなタイプの協同組合が誕生し世界的な発展をみせている。
- 2 そこで重視されているのは，様々なステークホルダーの組織運営への関与と活動への積極的な参加である。
- 3 マルチ・ステークホルダー型協同組合に関する法的枠組を整備した最初の国はイタリア（1991年）であるが，その後，ケベック州（97年），ポルトガル（98年），ギリシャ（99年），スペイン（99年），フランス（2001年），ポーランド（06年），ハンガリー（06年）などで，既存の協同組合法の改正や新法の制定という形でマルチ・ステークホルダー型協同組合を積極的に承認する法律を制定した。
- 4 イタリア社会的協同組合法もとのタイプAの協同組合のように活動領域を規定している法律がある一方，フランスやカナダの各州の法律のように，単にその組織形態の概念に焦点を当てている法律も存在する。
- 5 その目的に従い，剰余金処分の制約，アセット・ロック，構成員とガバナンスといった点で多様ななかにも従来のタイプの協同組合とは異なっている点では共通のものがあるが，マルチ・ステークホルダー型の協同組合において重視されるべきはコミュニケーションによる合意の形成と活動への積極的な参加のプロセスである。
- 6 コミュニティの持続的発展の可能性は，身近なところでの課題解決に向けた成功体験を小さなものから積み上げていくことにある。

目次

はじめに

1 マルチ・ステークホルダー型協同組合と法的 枠組の進展

- (1) マルチ・ステークホルダー型協同組合とは
- (2) 新たな協同組合誕生の背景とその法的枠組
の進展

2 主要国の社会的協同組合法の特徴

- (1) イタリアの社会的協同組合法

- (2) 他のヨーロッパ諸国の社会的協同組合法

- (3) イギリス

- (4) カナダおよびアメリカ

3 マルチ・ステークホルダー型協同組合は成功 するのか

4 わが国への示唆と課題

おわりに

はじめに

1970年代以降、福祉予算の削減や新自由主義経済政策のもとでの社会的排除の問題や経済の低迷による失業の恒常化が問題となるなか、行政機関や既存の企業体によっては満たされないニーズへの対応として、主として社会的なサービスの提供や労働統合（work integration）を図るといった分野において、新たなタイプの協同組合が誕生し世界的な発展をみせている。

この新たなタイプの協同組合の大きな特徴の一つは、その構成員の種類とガバナンスの構造が従来の伝統的な協同組合とは大きく異なっている点である。すなわち、従来の伝統的な協同組合がユーザー・オーナー（またはワーカー・オーナー）型の組織であったのに対し、新たなタイプのそれは組織のなかに利害関係を有する複数のグループを抱え、異なる複数の利害関係者のグループによって運営・統治されるマルチ・ステークホルダー型の協同組合である点である。

このマルチ・ステークホルダー型協同組合は、すでにいくつかの国において法的枠組が整備され、「社会的協同組合（social cooperative）」（イタリア、ポーランド、ハンガリー、ギリシャ、韓国）、「社会連帯協同組合（social solidarity cooperative）」（ポルトガル）、「社会的活動主体の協同組合（social initiative cooperative）」（スペイン）、「連帯協同組合（solidarity cooperative）」（カナダのケベック州）、「共同体の利益を図る協同組合（collective interest cooperative society, CICS）」（フランス）といった名称で法的地位が認められるようになっている。なお、社会的協同組合（以下、とくに断らない限りこれらすべての総称として「社会的協同組合」という）とマルチ・ステークホルダー型協同組合は必ずしも一体のものとはいえないが、マルチ・ステークホルダーの関与が後述するように社会的協同組合の基本的な特徴の一つとなっている。

ところで、マルチ・ステークホルダー型協同組合は、新たな立法措置を講じなくても多くの国の既存の協同組合法制のもとで

組成することは可能であるが、新たな立法措置をもって法的にかかるタイプの協同組合を認知したところに協同組合運動における歴史上の意義を認めることができよう。わが国の協同組合法制上、かかるタイプの協同組合を公式に組成することはできないが、社会的協同組合は、新しい「公共」政策との関連で、2004年の国民生活白書において紹介され、内閣府の新たな公共推進会議の取りまとめ（13年6月）のなかでも「社会的協同組合法」を検討するとされている。

その後、具体的な検討は深まっていないが、本稿では、マルチ・ステークホルダー型協同組合誕生の背景と法的枠組の進展の簡単な経過、主要国の制度的特徴の比較、北米にみられる特徴とその背景などを紹介しつつ、わが国への示唆とわが国における課題を整理し、あわせてその可能性について考えてみることにする。

1 マルチ・ステークホルダー型協同組合と法的枠組の進展

(1) マルチ・ステークホルダー型協同組合とは

ここでマルチ・ステークホルダー型協同組合というのは、同じ協同組合の内部に2つ以上のステークホルダーの集団が存在し、それら集団によって統治されることが法律によって公式に認められた協同組合を第一義的には念頭に置いている。そしてそれらは、一般に、消費者、生産者、労働者、ボランティアその他コミュニティにおけるサ

ポーターを構成員に含んでいる。

消費者協同組合、生産者協同組合、労働者協同組合などに代表されるこれまでの主要な協同組合は、当該組合から直接の便益を受ける者が同時にその所有者、かつ運営者（経営者）であるのが一般的であった。それどころか、わが国やアメリカのいくつかの州などのように、法律上、同じ範疇の組合員によって構成される協同組合以外の協同組合は許容していないところも多い。

このマルチ・ステークホルダー型協同組合は、イタリアやカナダのケベック州において急速に発展してきたものであるが、EUやカナダにおいては、一般的に、主として社会的目的とりわけ医療その他の社会的サービスの分野で組織されている。アメリカにおいては、地域のフード・システムの確立・維持の領域でマルチ・ステークホルダー型協同組合の活動が関心を集めてきているし、保育や医療、醸造などの分野でもその例がみられる（Lund（2011））。

ところで、ヨーロッパでは、いわゆる第三セクター^(注2)の中核をなすものとして、社会的企業^(注2)の概念が社会的協同組合運動と密接な関連のもとに誕生し、発展してきた（Defourny & Nyssens（2010））。イタリアでは90年に社会的企業（Impresa sociale）と題する雑誌が発刊され、翌年の社会的協同組合法の制定のための組織が立ち上がったときに社会的企業の概念が導入され、他のEU諸国にも広まった（Defourny & Nyssens（2008））。一方、社会的企業それ自身の胎動は、ヨーロッパよりも早くアメリカにおいて始まるが、

米国においても期を同じくして93年には、ハーバード大学ビジネススクールに社会的企業イニシアティブ（SEI：Social Enterprise Initiative）が創設され、その後の取り組みに影響を与える試金石ともなった（Defourny & Nyssens（2010）、Kerlin（2006））。

ヨーロッパにおいても社会的企業概念は国によって微妙に異なるが、広く受け入れられているのは、ヨーロッパにおける社会的企業に関する研究者のネットワークであるEMESの定義である。それを要約すると「社会的企業とは、コミュニティの対する便益という明白な目的を持ち、それに直接関連する物資やサービスの提供を行う営利を目的としない（not-for-profit）私的な組織である。そしてそれらは統治機関への様々なタイプのステークホルダーの関与を含めた積極的な協同活動に依拠し、組織の自主性に価値を置くとともに事業活動に伴う経済的リスクを負担する」（Defourny & Nyssens（2008））ということになる。

本稿との関係で重視するのは、様々なステークホルダーの関与を含めた積極的な協同活動という点である。多くの場合、社会的企業の目的の一つが経済活動を通じて地域レベルでの民主主義を助長することであり、顧客の参加、それにステークホルダー志向と民主的なマネジメント・スタイルが社会的企業の重要な特徴となっている（Defourny（2001））。

これは協同組合と親和的な特徴であり、国によっても異なるが社会的企業を担っている主体が協同組合であることによっても

うなずける。ICAのCICOPA（産業・家内工業・サービス生産者協同組合国際委員会）が取りまとめ、最終的には2011年11月のメキシコのカンクーンで開かれたCICOPAの通常総会で承認された「社会的協同組合に関する世界基準」（World Standards of Social Cooperatives）でも、組合員資格のマルチ・ステークホルダー構造を社会的協同組合の重要な特質の一つに掲げている。それは社会的協同組合としてのミッションが必然的に異なるステークホルダーを巻き込むことを可能にしているというだけでなく、それは革新的な意味合いで民主的かつ参加的マネジメントの発展に貢献するとともに、社会一般の利益に貢献するというミッションとその効率的実施に応えることができるからにはほかならない（同基準の2.3項参照）。

別の言い方をすると、協同組合というのは、企業としての効率性を維持することで永続的に存続することを可能にするという経済的側面と、コミュニティにおける社会的サービスの提供、それに社会的に排除された経済的・社会的弱者を企業に労働力として包摂するという社会的側面を結合することができる企業体であり、それは多様なステークホルダーが参画することでうまく機能することができるということである。

（注1）「ステークホルダー」は、今日のステークホルダー論の試金石ともなったR.E.フリーマンの『戦略的経営－ステークホルダー・アプローチ（“Strategic Management – A Stakeholder Approach”、Pitman Publishing（1984））のなかで、フリーマンは「組織の目的達成に影響を与えることができるか、組織の目的達成によって影響を受ける個人または集団」と定義したが、この定義は現在でも広く受け入れられて

いる。わが国では、80年代以降、企業の社会的責任論からのCSRの一環として広まった用語であるが、これを利害関係人という語に置き換えるとステークホルダー論の有するダイナミズムが失われるので、ステークホルダーという用語をそのまま用いる。とりわけ92年のリオデジャネイロの地球サミット以後、国際社会では持続可能な社会を支える新たなガバナンスのあり方として、多様なステークホルダーが意思決定や合意形成に対等な立場で参加し、平等に説明責任を果たすという多様なステークホルダーが参加した対話と合意形成のプロセスである「マルチ・ステークホルダー・プロセス（MSP）」として公共政策や様々な分野での実践が行われてきている。そこでは、合意形成に向け各ステークホルダーが対等な立場で対話するプロセスが重視され、そのことは各ステークホルダーが権利だけではなく責任も平等に分ち合うということが含意されている（Hemmati,M.et al (2002), 佐藤（2010）等を参照）。マルチ・ステークホルダー型協同組合というのはまさにかかる意味でのMSPの実践の場であり、ここで「ステークホルダー」というのは、一般的な意味での単なる「利害関係人」ではないことを頭の隅にとどめておきたい。

（注2）第三セクターは、一般に社会的経済とほぼ同義で使われているが、その範囲には微妙な違いがあり、国によっても社会的経済の概念の普及度にも濃淡があり、また、その意味するところに若干の違いがみられなお議論がある。概念整理は重要だが、本稿の直接の目的ではないので、ここでは立ち入らない。EU諸国において協同組合が社会的経済の構成要素であることにおいては異論がみられないといってよい。

（2）新たな協同組合誕生の背景とその法的枠組の進展

a 背景

では、なぜ今マルチ・ステークホルダー型の協同組合が注目されているのか、その発生の背景は何かを問うことは重要であろう。

社会的企業が協同組合からスタートしたともいえるヨーロッパ（西ヨーロッパ）では、景気の落ち込みと失業者の増大が70年代の終わりごろから始まり90年代へと続き、多

くのヨーロッパ福祉国家は財政の悪化という危機に瀕し、また従来の福祉政策はその有効性および正当性という点でも維持が極めて難しくなった。失業者、とりわけ長期の失業者（ハンディキャップをもった者や未熟練者を含む）が増大・定着化することで従前の雇用政策も有効性という点でその正当性が弱まってきた（Borzaga & Defourny (2001)）。社会保障制度の縮減は、地方分権、民営化それに社会的サービスの削減によって特徴づけられるが、これに加え、失業者の増大は、適当な公共政策を欠いている分野において多くの社会的サービスの需要を生み出すことになる。

これに対応して新しい社会的企業が、主として第三セクターにおいて、増大する社会から取り残された人たちに対する住宅問題、社会・経済構造の変化に起因する新たなニーズを満たすための保育サービス、急速な高齢化と家庭構造の変化のなかでの高齢者サービス、都市の改造、長期失業者に対する雇用プログラムの不備への対処といったことを含めた新たなニーズに対応し始めることとなった。これらのヨーロッパのパイオニア的存在である社会的企業の多くは、市民社会セクター、ソーシャルワーカー、伝統的な第三セクターを代表する組織、ときには社会的に排除された人々自身によって80年代に作られたものである（Kerlin（2006））。

一方、アメリカの場合には、ヨーロッパの場合と異なり、非営利団体が活動に必要な経費を捻出するための商業的な活動を行うといったことは、実質的に建国当初から

行われていた。「社会的企業」と用語は、70年代にハンディキャップをもった人たちへの仕事の機会を創出する方法としてスタートした非営利団体の商業活動を定義するために使用され始めたといわれているが、概念としてひろく広がったのは、非営利団体が頼っていた政府補助金が削減されたことによる。

すなわち、60年代の「偉大な社会（Great Society）」政策以降、連邦政府が貧困、教育、医療、コミュニティ、環境、芸術事業に多額の資金を投入し多くの非営利団体が生まれたが、70年代になり景気が悪化するとともに80年代には福祉の削減と偉大な社会政策での資金投入が削減され、非営利団体は、政府支出削減によって生じたギャップを埋めるために商業活動の拡大を図ることで対応した。その過程で、少なくとも当初は社会的サービスの事業を指すものとして用いられていたが、今日では非営利団体の目的を達成するために行う商業活動であればその全てを含むものとして用いられている（Kerlin（2006））。

このようにアメリカの場合は、はじめから非営利団体の商業活動という面に焦点が当てられており、ヨーロッパとは異なり社会的企業としての協同組合が論ぜられることはない。また、マルチ・ステークホルダーの組織構造が社会的企業の一環として論じられることもなく、法的枠組の議論もないように見える。^(注3)

（注3） ヨーロッパにおいては、社会的企業といっても国によって違い、担い手の企業形態も多様である。それは、法的な環境、支援的な環境の

有無、教育を含めた社会・文化的な基礎、社会保障制度・雇用政策など様々な要因があろうが、社会的企業の主体を協同組合にするかアソシエーションにするかという点は、その国の歴史と法的環境の違いによるところが大きいに思われる。すなわち、アソシエーションがその社会的目的達成の手段として市場で財やサービスを生産し販売することが許されるところでは、社会的企業は主にアソシエーションとして設立されるのに対し、アソシエーションの商業活動が規制されている国々で、かつ、協同組合が容易に設立できるところでは、協同組合の性格が少し変わったとしても協同組合という法形式を選択した（Borzaga & Defourny（2001）、European Commission（2013））といえよう。

b 法的枠組の進展

イギリス、ベルギー、デンマークなどの^(注4)例のように、真のニーズが存在するところでは、特別の法的枠組がなくてもマルチ・ステークホルダー型協同組合は発展し得るといえるが、特別な法的枠組があれば、特定の組織の組成を促す契機の一つになるとはいえよう。

本稿のテーマであるマルチ・ステークホルダー型協同組合に関する法的枠組を整備した最初の国はイタリアで、91年にかかるタイプの協同組合を社会的協同組合として公認する法律を導入した（Lund（2011）、Girard（2009））。もちろん、イタリアの場合、そこに至るまでには25年にもおよぶ地方での経験を経ているが、^(注5)イタリアに刺激を受けつつ、その後、ケベック州（カナダ、97^(注6)年）、ポルトガル（98年）、ギリシャ（99年）、スペイン（99年）、フランス（2001年）、ポーランド（06年）、ハンガリー（06年）などで、^(注7)既存の協同組合法の改正や新法の制定という形でマルチ・ステークホルダー型協同組合を積極的に承認する法律を制定した。

なお、2000年代に入り、いくつかの国において新たな法律の制定があったり社会的企業に関する法的枠組についての検討が進んできたこともあり、社会的企業の法的形態に関する法的枠組は、現時点では次の3つに大きく分けることができる（Cafaggi & Iamiceli (2009)）。

①「協同組合モデル」；社会的目的によって特徴づけられる特定の協同組合として法的に規整されているもの（^(注8)イタリア、スペイン、ポルトガル、フランス、ポーランド等）。

②「会社モデル」；活動の社会的成果（social outcomes）と利益分配に対する厳しい制約によって特徴づけられる営利目的の会社とは異なるもの（ベルギー、イギリス等）。

③ 自由選択形態モデル；法的形態と無関係に法的に定義された目的（活動の社会的成果）に基づくもの（フィンランド、イタリア、スペイン、ポルトガル等）。

以下では、マルチ・ステークホルダー型協同組合に焦点を絞って、主要な法的枠組に関する特徴をみてみよう。

(注4) なお、ドイツの協同組合法など、わが国の協同組合法とは異なり、純粋な組織法でかつ員外利用規制も存在しないところでは、マルチ・ステークホルダー型協同組合を組成するのに不都合はないといえる。

(注5) なお、国法が整備される前の88年には、イタリアの特別自治州であるトレンティーノ＝アルト・アディジェ/南ティロル自治州の社会的連帯協同組合法（Law N.24 of October 1988）が制定されている

(注6) ケベック州が最初と一般にいわれているが、オンタリオ州では、94年の改正で、マルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定を設けている（Co-operative Corporations Act, RSO 1990, cC.35）。その後カナダでは、アルバータ州で、01年の改正で同じくマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定（Cooperative Act,

SA2001, cC.28.1）を、マニトバ州では、11年の改正でマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定（The Cooperative Act, C.C.M.c. C223）を設けた。なお、ブリティッシュ・コロンビア州では07年の改正でコミュニティサービス・協同組合を認めたが、これは協同組合というよりはNPOに近い性格でステークホルダーに関する規定は置いていない（Cooperative Association Act, SBC 1999, Chap.28）

(注7) ウルグアイでは、06年の法律で一定の労働者協同組合を社会的協同組合として認めた（Law No.17, 978）が、マルチ・ステークホルダーを積極的に規定しているわけではなく、一方、12年に韓国で制定された協同組合基本法（法律第11211号）では、社会的協同組合に関する条項が設けられ、12年11月12日の大統領令（第24164号）において社会的協同組合の設立認可基準（12条）として、設立同意者が生産者、消費者、職員、ボランティア・メンバーおよび後援者等多様な利害関係者で構成されなければならないこととしている。

(注8) なお、イタリアでは05/06年に社会的企業法（Decreto Legislativo 24 marzo 2006, n. 155 “Disciplina dell’ impresa sociale, a norma della legge 13 giugno 2005, n. 118”）を、スペインでは11年に社会的経済法（Ley 5/2011, de 29 de marzo, Ley de Economia Social）を、ポルトガルでは13年に社会的経済基本法（Lei n. 30/2013 de 8 de maio, Lei de Bases da Economia Social）といったように（現在フランスでは社会連帯経済法案（PROJET DE LOI relative a l’economie sociale et solidaire）が審議中）、社会的協同組合法や社会連帯協同組合法等とは別に、それら法形式とは無関係の社会的企業一般に関する法律（いわばラベル法）を制定している。社会的企業の担い手を限定する必要性は乏しいので、大きな流れとしてはかかる方向に向かうのではないと思われる。なお、韓国でも順序は異なるが、06年に社会的企業育成法（法律第8217号）が制定され、12年になって社会的協同組合に関する法律（協同組合基本法・法律第11211号）が制定されている。

2 主要国の社会的協同組合法の特徴

前述のようにマルチ・ステークホルダー型の協同組合を社会的協同組合という形で

公式に認める法律を最初に導入したのはイタリアであり、それに触発されて各国の類似の法律ができてきた。ここでは、社会的協同組合一般を説明するのは紙幅の制約もあることから、主としてマルチ・ステークホルダーという形態に着目してイタリアの社会的協同組合法を概観し、各項目につき各国の法律を参照しつつ相互の異同をみることにしよう。

(1) イタリアの社会的協同組合法

イタリアでは、前述のように91年に国法が制定されるが、70年代には公的な社会・福祉サービス等の縮減を背景として新たな社会的ニーズに応えるための取り組みのなかから、「社会的連帯協同組合」(cooperativa di solidarieta sociale)という新たな概念・タイプの協同組合が誕生した。誕生の契機の一つとなったものは、精神障がい関連の施設・病院を廃絶する78年のいわゆるバザーリア法といわれる。これは精神病院の廃絶により患者を社会から隔離せずに地域で自由に暮らせるようになることを目的としたもので、その結果精神障がいを持つ人々の暮らしを支えるための地域社会づくりの運動が活発化し、社会的協同組合の前身となる多くの組織が誕生したといわれる。最初は、かかるタイプの協同組合は裁判所も法的に承認を与えなかったが、81年にはカトリック系の協同組合の連合組織であるコンフコープ (Confcoop) 主導のもと国法として「社会的連帯協同組合法」が提起され、その後裁判所も法人化を承認し、地方の自

治州での法的整備も進んだ。最初の法案の提出から10年の歳月を経て誕生したのが社会的協同組合法 (L.381/1991, Disciplina delle cooperative sociali) である。

当初あった「連帯」^(注9)という表現は法律の題名からは消えたが、コンフコープが「連帯」に込めた主張は、「社会的協同組合は、次のことを通じ、人間としての成長および市民の社会的統合というコミュニティの普遍的な利益を追求することを目的にする」との法律第1条の定義(1項本文)に込められている(田中(2004))。「次のことを通じ」というのは同項の2つの号、すなわちa)とb)で、a)は、社会サービス、医療保健サービスまたは教育サービスを提供することであり、b)は、ハンディキャップを持つ者の就労を目的として農業、工業、商業ないしサービス業の多様な活動を行うこととなっている。前者の社会的協同組合をタイプAといい、後者をタイプBといっている。このようにタイプAの協同組合は最終的な社会的目的のために特定の社会的なサービスの提供を行うことを目的とし、タイプBのそれはハンディキャップを持った人の労働市場への統合を直接的な目的としており事業の範囲については限定がないのが特徴である。

両者いずれも組合員に対して便益を提供する従来の共益組織と異なり、公益を目的とした組織であり、そのことは組織の構造やガバナンスのあり方や剰余金の処分といった分野にも影響を及ぼすことになる。

まず、組織の構成員とガバナンスである

が、法律上は、組合員の資格といった条項をとくに設けておらず、明文をもってマルチ・ステークホルダーによるガバナンスを強制するような規定は置いていない。しかし、全体を通じて組合員として想定されているのは、就労者のほか、利用者、ボランティア、資金援助者、それに公的・私的法人である。ボランティア組合員が全体の50%を超えてはならないという制限（第2条2項）を除き、組合員の構成についての制限はない。タイプBの協同組合の場合、その目的に照らしハンディキャップを持つ労働者を一定割合その組合員にすべきであろうが、法律はそれぞれの事情に照らし、ハンディキャップを持った労働者については全体の労働者数の30%以上を労働者として包摂すれば足りることになっている（第4条2項）。

社会的協同組合法に定めがない事項については、民法典を含め協同組合に関する一般的な法律の規定に従うことになる（第1条2項）。

ガバナンスに関しては、社会的協同組合に特有の規定はなく、原則としていずれの組合員も1人1票で、一定の範囲で複数の議決権を付与するようにすることも可能であるが、社会的目的を持つ協同組合の場合には民主的なガバナンスがより重要で、1人1票の例外は重要な要素ではない（ECNL（2012））。資金援助組合員の議決権総数は全体の33%を超えてはならず、理事会のメンバーにも50%以上はなれないという制約はあるが、社会的協同組合固有の制約といっ

たものは存在しない（民法典による）。

利益の分配制限については、毎事業年度の利益の30%以上を法定準備金に、その3%を協同組合振興のための相互基金へ充当・拠出することが義務付けられているが、これは他の協同組合の場合と同様である。なお、残余の利益の配分に関しては、社会的協同組合の場合には、定款に組合員に対して分配を可能とする割合の最高限度を規定することが求められているに過ぎない。ただし、組合員に対する利益の分配は利益の80%までに制限されているほか出資配当率はイタリアの郵便局が発行する債券の利率の2%を超えてはならないとされている（ECNL（2012））。

なお、イタリアの法律上、利益の配当（dividends）と利用分量配当（refunds）は区別されており、後者については、利益の分配（profit distributionまたはdividend）とみなされない（ただし、利用分量配当が可能かどうかは法定準備金への積立を控除した後の金額による制限がかかる）（Final Study Part II）。しかし、多様なステークホルダーを抱える社会的協同組合については、その社会的目的との関係で利益の分配が重要な意義を持つとは思われない。なお、解散の場合の残余財産^{（注10）}については、社会的企業としての地位を有するか否かにかかわらず、組合員に対して分配することはできないこととされている（ECNL（2012））が、これは、社会的協同組合の場合には不分割積立金に充当された利益については法人税を課さないこととの関係によるものである。

(注9)「連帯」という用語は実は深い意味がある。それは、カトリック教会の社会領域における教会の教えの新たな始まりとなったともいえる最初の社会回勅であるレオ十三世の「レールム・ノヴァルム」(1891年)の基本原理の一つであり、それは人間に本来備わっているものとして、共通善に向けられている社会原理であり倫理徳である。それは人間にふさわしい社会づくりへと導く原理の一つであり、それによって社会的価値、すなわち真理、自由、正義、愛という価値が促進されることになるものといえる。カトリックの社会教説のなかでは、この原理とならんで重要な「補完性の原理」がある。参加は補完性の原理を特徴づけるものであり、共通善という視点のもとですべての者によって責任をもって意識的に成し遂げられるべき義務で、いろいろな領域において、とりわけ人間としての成長にとってそのもつ意味は重要である(教皇庁正義と平和評議会『教会の社会教説綱要』(マイケル・シーゲル訳・カトリック中央協議会、2009年)。なお、連帯経済など「連帯」を表現に用いているのがラテン欧州(仏伊西)・ケベックおよび中南米といったラテン諸国に多いのはカトリック教会の教え・思想の影響とみてよいであろう。

(注10) ここで「社会的企業」というのは、05年の社会的企業法(Law 118/2005)および06年の社会的企業法の施行に関する法律(Law 115/2006)によって、企業の法形式を問わずに一定の要件を備えたものをいう。なお、同法のもとでは、労働者と顧客が意思決定の過程に参画することが求められているが、参画の仕方については極めて弾力的である(Law 155/2006, 12条, ECNL (2012))。なお、社会的企業としての地位を得ようとする場合には、05年の社会的企業法(Law. 118/2005)のもとで、後述のイギリスのCIC (Community Interest Company) 等と同様の、アセット・ロック規制(後述のイギリスの項を参照)があり、またガバナンスに関してもマルチ・ステークホルダーによるガバナンスが求められており、顧客(利用者)と労働者が適切に関与できる措置が講じられる必要があるが、それ以上の包括的な法的枠組は与えられていない(OECD (2010))。

(2) 他のヨーロッパ諸国の社会的協同組合

イタリアにならい、社会的目的を有する

協同組合に関する法律を制定した国には、ポルトガル (Cooperatyive code=Law n. 51/1996 & Legislative decree n. 7/1998)、スペイン (Natal law 27/1999 & regional laws in 12 autonomous regions = 1993~2003)、フランス (Law of 17 July 2001)、ポーランド (Law on Social Cooperatives 2006)、ハンガリー (Law 2006.X.) およびギリシャ (Law 2716/1999 & Law 4019/2011) がある。

国によって活動の目的・範囲が少しずつ異なるが、スペイン、ギリシャの場合にはイタリアのタイプAとタイプBの双方のタイプのものがあり、ポルトガルについてはタイプAのものも包含したタイプBに相当するものである。なお、ギリシャにあっては、老人、乳幼児、子供、身障者等に対する社会福祉・サービスのための協同組合と文化、環境、教育、公共的サービス、地域特産品・工芸等の生産・保全などの種々の活動を行う協同組合の2つのタイプに区分されている。これに対し、フランスは、タイプAに相当する協同組合であり、ポーランドとハンガリーは労働統合に関するタイプBの協同組合である。ポーランドの組合の性格は労働者協同組合であるが、その活動は非経済的な活動であり商業的活動は許されていない。

マルチ・ステークホルダー型協同組合の場合には、出資者、従業員(ハンディキャップを持った労働者の親を含む)、便益を受ける者、ボランティア、地域住民、地方公共団体および資金援助者等、多様なステークホルダーを含むのが一般的である。しかし、

これら種々のステークホルダーによって組織を構成するという点については、国により、法律によって認知されているだけのところから法律上の要件になっているところと濃淡がある。イタリアは前述のように緩やかな義務にとどまっているのに対し、ポルトガルの場合には、少なくとも利用者と労働者は組合員になるほか、フランスの場合は、労働者と利用者に加え各組合の定款で定められたそれら以外のカテゴリーの者を組合員にしなければならないと法律上の義務になっているのが特徴である。なお、ポーランドの場合には労働者のうち社会的に不利な立場の人たちが労働者組合員として組合員の80%以上いなければならないといったように国によって規制の方法は異なっている。また、ボランティア組合員に対する規制も、それを許容する国、ポーランドのようには組合員にはなれない（非政府組織は例外）ところ、イタリアのように上限規制を設けている国と、これも様々である。なお、ギリシャに関しては、法人も組合員になれるものの全体の3分の1を超えてはならないとか、労働統合型の社会的協同組合を除き、地方公共団体等は組合員にならないという制約があるが、地方公共団体等は社会的協同組合のメンバーになれるのが一般的である。

また、各ステークホルダーの有する議決権も、原則として1人1票であるが、スペインの一部の例では、ボランティア組合員は、情報の提供を受ける権利と経営機関の構成員の代表を選ぶ権利を除き議決権は有

さない。ポルトガルの名誉組合員は、情報の提供を受ける権利はあるが選挙権も被選挙権もない。また、フランスのように、1人1票が原則であるが、総議決権の10%を下回らず、かつその50%を超えてはならないといった制限のもと組合員のカテゴリー単位に議決権の配分を変えることを許容している場合があるといったように様々である（CECOP（2006））。

最後に剰余金と資産処分に関する制限に関しては、フランスについては、イタリアの規制に似ているが、解散の場合の残余財産については類似の社会的協同組合等に帰属させなければならない。これに対し、ポルトガル、スペイン、ポーランドおよびギリシャの場合には、一切の利益の分配が禁止されており、アソシエーションに近い。多くの場合、出資金等に対する上限規制のある利子（配当）を除き、組合員への利益の分配は禁止されている（CECOP（2006）、OECD（2010）、NASIOULAS（2011））。

（注11）フランスの社会的協同組合の組合員資格を有する者は5つのカテゴリー、すなわち①当該組合の労働者、②当該組合の事業・サービスの利用者、③ボランティアの自然人、④公共団体、および、⑤当該組合の活動に貢献しようとする自然人または法人である（01年改正後のLaw/1947の19条の17）。

（3）イギリス

イギリスのコミュニティ利益会社（Community Interest Company；CIC）は、04年の法律（Companies〈Audit, Investigations and Community Enterprise〉Act 2004）および05年の規則（The Community Interest

Company Regulations 2005) によって認められた新しい会社形態の一つである。この法律は、利益と資産を公共財として使用したい社会的企業のために創設されたもので、設立が容易で会社形態における柔軟性と確実性をフルに兼ね備えているが、コミュニティの利益に役立つことを確実にするための固有の規制を備えている。その最大の特徴は、会社の目的（コミュニティの利益のための活動）とアセット・ロック（asset-lock, 資産の封じ込め）にある。後者は、CICの活動から得られた利益と資産は、一定の上限のある配当等を除き株主等に分配することを禁じ、CICの解散の場合にもチャリティのために提供するか、他のアセット・ロックのかかった組織に移転させる義務を課すことで専らコミュニティの利益のために確実に役立てるようにしたものである。なお、ガバナンスに関しての枠組みは何も提供していない。

ところで、イギリスの協同組合に関する法律は複雑であるが、1965年の産業節約組合法（Industrial and Provident Societies Act 1965）のもと、純粋な協同組合（bona fide co-operative）とコミュニティの利益のために事業を行う組合（Bencom）が認められてきた。CICの最大の特徴の一つであるアセット・ロックについては、すでにCICに関する2004年法に先立つ03年の法律（Co-operatives and Community Benefit Societies Act 2003）で、Bencomに対して導入されている。さらに、10年の法律（Co-operative and Community Benefit Societies and Credit Union Act 2010,

本稿執筆時点で一部を除き未発効）により、既存の産業節約組合法（65, 67, 68, 75, 78, 02 および03年）の名称は、すべてCo-operative and Community Benefit Societies [and Credit Union] Act ([] 内は75年および78年法を除く)に変更になるほか、IPS (Industrial and Provident Societies) というものは消滅し、クレジット・ユニオンを除き、登記上も①協同組合（Co-operative Society）と②コミュニティ利益組合（Community Benefit Society : Bencom）と明確になり、組合のカテゴリーは、これら2つに加え、2010年法前の組合（Pre-2010 Act Society）との3つのカテゴリーに区分される。

組合員およびガバナンスについては、CICに関する法律と同様、特別の法的枠組を提供していない。マルチ・ステークホルダー型の組織形態を採用するかどうかは定款自治に委ねられるが、コーペラティブス・UK（Co-operatives UK）やサマセット・コーペラティブ・サービス（Somerset Co-operative Services）などの団体がマルチ・ステークホルダー協同組合のモデル・ルール（模範定款）を示している。CICではなくBencomを選択するには、登記に際して会社の法形式を採用しない特別の理由を説明しなければならないが、民主的な意思決定の構造を選択する必要があるといったことが理由の一つになろう（Development Trusts Association & Co-operatives UK 2010）。

(4) カナダおよびアメリカ

カナダのケベック州は、協同組合運動が

盛んなところであり、イタリアの社会的協同組合法に刺激を受けながら、97年の改正で協同組合法に連帯協同組合の概念を追加した。改正法に基づく当初の226.1条は、「連帯協同組合とは、当該組合から提供されるサービスの利用者である組合員および当該組合で働く労働者である組合員を同時に統合する協同組合である。そして当該組合における目的達成に関し社会的または経済的利害関係を有する個人または組織も組合員となることができる（これらの組合員を以下『賛助組合員（promoting members）』という）」と単に連帯協同組合の組合員のカテゴリーを規定した。この点はその後、05年の改正で重要な変更が行われており、上の3つのカテゴリーに属するもののうち2つのカテゴリーに属する組合員で構成されるものであればよく、それまでのように利用組合員と労働者組合員で構成する義務はなくなった。すなわち、利用者協同組合であれ労働者協同組合であれ、賛助組合員を組合員に加えることで連帯協同組合になることが可能になった（Girard & Langlois (2009)）。

賛助組合員は、いわば資金援助をする組合員であり、組合は賛助組合員に対し優先出資を発行することができる（226.5条）。各組合員の議決権は1人1票（68条）で、各カテゴリーの組合員は各カテゴリーごとに少なくとも1人は理事を選ぶ権利が与えられているが、資金援助組合員によって選ばれる理事の数は理事定数の3分の1を超えてはならないことになっている（226.6条）。

剰余金に関しては、利用組合員に対して

は取引高に応じ、労働者組合員に対しては従事分量に応じて利益を分配することが認められるが、賛助組合員に対しては剰余金の分配が認められない（226.8条）（筆者注；これは優先出資に対しては確定利率による配当となることによるのであろう）。積立金については、アセット・ロックがかかり組合員には分配できない（146・147条等）。

なお、このマルチ・ステークホルダー型の協同組合を法的に承認したのはカナダではケベック州だと一般にはいわれているが、すでにオンタリオ州では、マルチ・ステークホルダー協同組合という名称で新たなタイプの協同組合を94年の改正（1994, c. 17）で認めている。また、01年にはアルバータ州（Cooperative Act, SA2001, cC28.1）そして11年にはマニトバ州（The Cooperative Amendment Act, S. M. 2011, C.7）で、それぞれマルチ・ステークホルダー協同組合に関する規定を設けており、サスカチュワン州では、検討が継続中である^{（注12）}。

前述のように日本の場合と同様、アメリカでも単一のクラスの構成員に対する便益を図るための協同組合しか認めていない州もあるが、多くは組合員を弾力的に構成できる法的枠組を有しており、マルチ・ステークホルダー型協同組合は主として食料分野において成功事例がみられる（Lund (2011)）。Lund (2011)は、アメリカにおけるマルチ・ステークホルダー型協同組合のケース・スタディにおける成功事例として、Weaver Street Market（ノースカロライナの労働者と消費者によるリテール部門の協同組合）、

Producers & Buyers Co-op (ウィスコンシン
の病院の食糧サービス部門に対するローカル・
フードを供給する農家、消費者、流通業者によ
る協同組合), Oklahoma Food Co-op (事前予
約をベースとする消費者と生産者によって運営
される協同組合), Fifth Season Cooperative
(ウィスコンシン南西部の地域のフード・シス
テムを再興するための生産者、生産者グルー
プ、加工業者、流通業者、バイヤーおよび労働
者の6つのクラスからなる協同組合) をとり
上げているが、詳細はLund (2011) とそれ
ぞれの組織のWebサイトを参照願うことと
し、ここでは単に事例の紹介にとどめる。な
お、アメリカ農務省のセンサスによると、
すべてが協同組合という組織形態で運営さ
れているとは限らないが、07年時点で、地
域のフード・システムの維持等を主たる狙
いとした生産者と消費者によって組織され
るCSA (Community Supported Agriculture)
は、12,549も存在する。

ところで、近年アメリカやカナダのいくつ
かの州では「有限責任協同組合法 (Limited
Cooperative Association Act (LCAA))」を制
定した。これはいわゆる新世代協同組合を
承認した法律である。これは、ヨーロッパや
ケベック等における新たな法制とは少し異
なる経路をもったものであるが、投資組合
員を地域のサポーターの中心に位置付ける
ことができる限り、同様な効果が期待でき
るものだといえよう。原則として剰余金処
分に関する制約がないという点では、これ
まで述べてきた社会的協同組合の範疇から
は除外されることになるが、サポーター・

メンバーの中核として投資組合員 (investor
member) を位置付けることは可能であろう。
現に、アメリカにおける農業も、農家の暮
らしに関係するだけでなく農村のコミュニ
ティそれ自体の問題ともなっている。新世
代農協における投資組合員は地域の住民で
あり、新世代農協の優先出資を取得するの
は、自らが帰属するコミュニティの発展を
支援したいと望むからであり、コミュニ
ティ内で仕事と富を創造するのを促したいと
思うからである (Haaf & Stefanson (2001))。
CSAも、農業と食べ物に対する主権をその
地域に取り戻し、そして環境も含めた持続
可能な社会の構築という社会的ミッション
を共有する限りにおいては他の社会的協同
組合と区別する必要はないように思われる。

(注12) プリティシュ・コロンビア州では、07年の
改正で、より非営利性を徹底した (not-for-
profitsではなくnon-profits) の組織として、
組織形態としては協同組合モデルを採用した「コ
ミュニティ・サービス協同組合」に関する法的
枠組 (Cooperative Association Act [SBC
1999] Chapter28,178.1条以下) を整備した。

3 マルチ・ステークホルダー型 協同組合は成功するのか

多様な利害関係を内包するマルチ・ステ
ークホルダー型協同組合は、利害調整のた
めのコストが高くつくほか、利害対立が高
じていづれ運営が行き詰まるのではないか
というのがこの新たなタイプの協同組合に
懐疑的な意見の代表といえるであろう。し
かし、組織内における意思決定のコストと
いった問題は、単一のステークホルダーの

協同組合の場合でも、例えば貯金者と借入者間の利害、事業・サービスの利用における組織との関係の度合いの違いによる利害、熟練、専門技能をもった労働者とそうでない労働者の利害は一致しない。これらの懸念は、組織に結集する人たちの相互扶助ないしは「お互い様」の精神と組織全体として共有する目的・ミッションによって解決が図れるし、また図られてきた。

この点に関し、Thomas (2004) は、イタリアの経験を踏まえ、イタリアの社会的協同組合が苦悩している問題はガバナンスの構造に起因するものではなく、それどころか異なるステークホルダー・グループは組織全体としてのミッションと目標に向けて結束できているとする。そして経験知として、ボランティア・メンバーが彼らの時間を社会的協同組合にささげるのは個人的な利害を超えた利他的な理由からであり、そして投資家はそれら協同組合が成果を上げるための資金の寄贈者であるというのが通例で投資に対する配当を期待していないこと、そしてまた積極的なガバナンスへの参加により相互の信頼が高まり情報をうまく活用できているとしている。

なお、イタリア社会的協同組合に関する全国研究プロジェクト (ICSI) 調査によれば、法律上の義務でもないにもかかわらず、調査にかかわった組合の3分の2がマルチ・ステークホルダー型で、ほとんどの組合が組合員に有償およびボランティア労働者（事例のうち40%）を含むだけでなく、多くの組合がまた利用者と他の組織（事例の

うち16%）を、あるいは地方自治体と資金支援者（事例のうち8%）を含んでいる。これらの事実からして社会問題を解決するためには組織のガバナンス構造において相互に作用しあう共通の動機と共通の利害関係をもつ活動主体が必要だということがいえようとしている (Borzaga & Tortia (2009))。

また、ケベックにあるマルチ・ステークホルダー協同組合（連帯協同組合）の179組合の調査によると、そのガバナンスのプロセスに極めて高い満足度が示されているという (Chagnon (2004))。90%を超える回答者が、異なるステークホルダー・グループが理事会の意思決定に参加するのは素晴らしいことだと述べ、そして異なる担い手間でのコンセンサスを達成するのは可能であったと述べている。さらに生じつつある課題は何かとの問いに対しては、回答の多くは、意思の共同決定に関する問題よりもむしろ全体の収入を増やしスタッフにより高い賃金を支払うといった経済的な問題が中心の課題であったとしている (Leviten-Reid & Fairbairn (2011))。

このように、マルチ・ステークホルダー型協同組合は行き詰まるであろうという仮説はイタリアとケベックの経験上からは支持されないし、次に述べるイタリアそしてケベックにおけるマルチ・ステークホルダー型協同組合の発展にそのことは裏付けられているといえよう。

イタリアの社会的協同組合は、05年には7,363組合（うちタイプA：4,345で全体の59%、タイプBが2,419で全体の32.5%）で、約24万人

の賃金労働者と約3万人のボランティアが従事している（イタリア全国統計局=ISTAT, 2007）。330万の利用者と顧客をもち、他方、売上高は70億ユーロに達する。なお、組合員は全体で262,389人、うち個人が255,583人、法人が6,808人となっている（同上）。ちなみに、組織員の構成の05年のデータはないが、95年時点で、賃金労働者組合員が24.8%、ボランティア労働者が12.3%、それ以外（利用者、地方自治体、資金援助者等）が35.8%となっている（イタリア社会的協同組合の全国連合組織であるCGMのデータをBorzaga & Santuari (2001) で引用）。タイプAの活動分野としては介護施設サービス、在宅ケアサービス、レクリエーション活動、身障者教育、従学前教育、教育塾などの分野となっている（同上）。その後のイタリアにある調査研究機関のEURICSの調べによれば、08年には13,939組合（うちタイプAが7,578組合、タイプBが5,163組合）、被用者の数は317,339人（うちその72.4%に当たる229,632人はタイプAに属する）となっている。なお、活動中であるかどうか不明の組合も1,197組合存在する（Carini. et al (2012)）。

また、カナダのケベック州の場合、法律が改正されて10年後の07年までの新設された連帯協同組合の数は累年で479組合、活動中のもの（累年）が328組合（全体の68.3%）となっており、その活動分野は、ほとんどがサービス部門であり、社会サービス、余暇・個人サービスもしくは在宅ケアサービスに集中している^(注13)（Girard & Langlois (2009)）。

なお、双方のデータからもわかるように、

全ての組織が活動しているわけではない。それがガバナンス上の問題に起因するのかなどなのか文献・資料が入手できていないのでわからないが、活動を中止することになった原因を探ることが今後さらなる発展を図る意味では重要であろう。

（注13）同論文では、介護・サービス連帯協同組合のLa Corvée、レクリエーション・観光センター協同組合のMont Adstock、在宅ケア協同組合のDomaine-Du-Roy、健康食品協同組合のL'Églantier、保健医療サービス協同組合（HCC）の興味深い事例がとり上げられているので、参照願いたい。

4 わが国への示唆と課題

ドイツなどのように社会的協同組合といった新たなタイプの協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合に焦点を当てた特別な法的枠組を用意してはいない国も多い。しかし、組織の構成について制約的でないドイツなどのような国においては、現行法のもとでマルチ・ステークホルダー型協同組合を組成することは可能である。また、デンマークのように協同組合法といった協同組合特有の法律はなくても協同組合運動が強く組織設計が弾力的にできる法制度を有しているところでも同様である。協同組合が会社法や非営利法人に関する法律に位置付けられているベルギーも事情は少し異なるものの同様であるといえる。また、労働者協同組合法制があるところでは労働者とサービスの利用者等で協同組合を組成することは比較的容易である。スウェーデンの乳児保育や就学前事前教育等のため

の協同組合などもその例である。スペインのモンドragon・グループの協同組合は、基本的に労働者協同組合をベースにしているが、Eroskiは消費者と労働者による食糧リテイル・チェーンの協同組合であり、モンドragon大学は、学生、労働者、協同組合による協同組合、カハ・ラボラル（信用組合）は、労働者、貯金者と協同組合による協同組合である。それに農業協同組合も農家と労働者の協同組合と、マルチ・ステークホルダー型の協同組合の形態を採用している。

ひるがえってわが国はどうかといえば、現行の協同組合法はそのいずれをとってみても、組合員資格と組合が行える事業を列挙し、社会的目的を主体とする協同組合を許容する法律は存在しない。協同組合という名称にこだわらなければ、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を利用してマルチ・ステークホルダー型の組織を作ることとは不可能ではないが、マルチ・ステークホルダー型の協同組合を作ろうとしても現行法では不可能である。もっとも、わが国においても、新たな立法のもとでの可能性としては、農業・農村分野でいえば、アイディアとしてはアメリカ等のCSA等にならって消費者と生産者による協同組合であるとか、農地の維持や景観の保持等のため、新規就労者を育てるための受け皿としてマルチ・ステークホルダー型の協同組合、あるいは過疎地の維持・活性化のための組織としての協同組合などは考えられる。組織の多様性を認めることは、人間の多様性

を尊重することと同じように、健全な社会にとっては必要なことであるから、冒頭で述べた「社会的協同組合法」の検討にも大いに期待したいところである。

その場合、わが国の既存の協同組合との兼ね合いでいえば、それはイタリア社会的協同組合法のタイプAの協同組合のように活動領域との関係で位置付ける形が容易に想定され得るが、フランスとカナダの各州の法律のように、単にその組織形態の概念に焦点を当てている法律をどう評価するかは重要である。社会的、経済的、政治的それに文化的な背景も異なるなかで、とりわけ単なる経済組織でない社会的協同組合やマルチ・ステークホルダー型協同組合に関するヨーロッパや北米の制度を移入しようとしても定着しないのは当然ながら予想できる。またヨーロッパにおいては社会的企業法などの組織形態を横断する法的枠組を整備する方向での流れもあるなか、わが国においてはどうするのか、そして公益認定との関係をどう整理するのか、といったことも含め横断的な議論も必要になってこよう。

ところで、社会的協同組合法に関する法的枠組といった議論は、しばしばその社会的目的、剰余金処分の制約、アセット・ロック、構成員とガバナンスといった形式上の議論になりがちである。しかし、コミュニティとマルチ・ステークホルダーという観点からは、むしろ参加と民主的な意思決定のプロセスこそが重要だといえる。コミュニティが自らをそのすべての住民の利

益のために働く社会的かつ経済的組織と見立てることができる。とすれば、マルチ・ステークホルダー型協同組合は当該コミュニティの住民の生活条件を長期的な視点にたって改善するためにあらゆる地域の勢力を結集するための最適な組織の法形式を提供するであろう（Mükner（2004））。しかし、それは「場」であって、コミュニティを構成している様々なステークホルダーが主体的に、すなわち権利も責任も平等に分ち合うなかで、課題解決に向けてコミュニケーションを促進し、目的の実現に向けて各自がそれぞれの役割を自覚しつつ行動するというプロセスこそが重視されなければならない。

とくに社会的な目的をもちボランティア的な要素も重要な位置を占める組織の場合、よほど意識的な活性がない限り、その組織にもっとも利害関係を有するグループに依存しがちになり、参加や民主主義が形式化・形骸化しやすい。わが国の文化や風土のなかではとくにこうした側面が強いように思われるので、強力なリーダーシップのもと、身近なところから成功体験を積み上げていく努力をしていく以外にはないように思われる。

おわりに

協同組合の歴史からもわかるように、国と市場が人々の必要とするニーズを満たさなくなったときに、協同組合は誕生する。マルチ・ステークホルダー型協同組合は社

会的協同組合と密接な関連のもとに発展しつつあるが、これまでの伝統的な単一のステークホルダーによる協同組合がその組合員に対する経済的便益をもたらすための組織であったのに対し、このタイプの新たな協同組合は、経済的次元と社会的次元の2つの課題の解決を同じ組織内に統合する意味合いを有しているという点で革新的な意義を持っている。それは、ロッチデール先駆者組合はもとよりユートピア的な思想を背景にもつ初期の協同組合運動が目指したところの社会改革を改めて想起させる。余談になるが、95年のICA声明の第7原則も、単なるCSRや社会貢献といった文脈で理解されるべきでなく、協同組合思想や運動に内在したものとして理解される必要がある。

マルチ・ステークホルダーによるガバナンスと参加のプロセスは、多くの場合、ある組織・事業体がコミュニティに組み込まれ、当該コミュニティの社会・経済システムの中での役割を維持する上での極めて重要な担保となる（Borzaga & Tortia（2009））ものであろう。そして、特定の法律は、特定の組織の発達を促す環境を提供するという意味で有益であるには違いないが、法的枠組が整備されれば組織が発展するわけでもない。とくに社会的ミッションを組み込んだ組織の場合には、組織を形成する社会の文化的な成熟度やその他の社会的環境にも大きな影響を受ける。しかし、所与の環境を嘆いてもはじまらない。協同組合は民主主義の学校だともいわれてきたように、

実践のなかで相互に高めあうということが大事であり、そのためには、またともあれ組織を立ち上げるに当たっては、核となるリーダーが必要になる。したがって、その育成のための教育的環境も必要であろう。そして組織の立ち上げ時はもとより、種々のバックアップをするための全国的な組織の存在も欠かせないであろう。

最後に、コミュニティの持続可能な発展においては、おそらく一人ひとりが、オーナーシップ（地域は自らのものという意識や主体性）を持って地域の将来を自らが切り開いていくということこそが大切である。そしてそのために肝心なのは、身近なところで解決が求められている共通課題の解決に向けた取り組みを開始することであり、関係者全員が意識的にそれを支えるという経験の一つずつ積み重ねることであろう。イタリアやケベックの取り組み等から学ぶべきは制度というよりむしろ、制度の背景にあるそうした取り組みに向けた人々の意識でありそれを支える文化であろう。

<参考文献>

- ・ Borzaga, C. & Santuari, A. (2001), From traditional co-operatives to innovative social enterprises, in C.Borzaga and J. Defourny eds. *The Emergence of Social Enterprise*. London and New York: Routledge. pp.166-181.
- ・ Borzaga, C. & Defourny, J. (2001), Conclusions : Social enterprises in Europe, a diversity of initiatives and prospects, in C.Borzaga and J. Defourny eds. *The Emergence of Social Enterprise*. London and New York: Routledge. pp.350-370.
- ・ Borzaga, C. & Tortia, E. (2009), Social Enterprises and Local Economic Development, in Noya, A. (ed) (2009) ; *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD. pp.229-272
- ・ Cafaggi, F. & Iamiceli, P. (2009), New Frontiers in the Legal Structure and Legislation of Social Enterprises in Europe: A Comparative Analysis. in Antonel la Noya (ed) (2009), *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD, pp.25-87
- ・ Carini C., Costa E., Carpita M., Andreass M., (2012), The Italian Social Cooperatives in 2008: A Portrait Using Descriptive and Principal Component Analysis, Euricse Working Paper, N.035/12
- ・ CECOP. (2006); Comparative table of existing legislation in Europe
- ・ Chagnon, J. (2004). *Les coopératives de solidarité au Québec*. Québec, QC : Direction des coopératives, Ministère du Développement économique, de l'Innovation et de l'Exportation, Gouvernement du Québec.
- ・ CICOPA. (2010). World Standards of Social Cooperatives.
- ・ Co-operatives UK & Development Trusts Association. (2010), *Community shares: Practitioner's guide to governance and offer documents*
- ・ Co-operative UK. (2011). *Simply GOVERNANCE: A comprehensive guide to understanding the systems and processes concerned with the running of a sustainable community enterprise*
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2008), *Social enterprise in Europe: recent trends and developments. Social enterprise journal*, 4 (3), pp.202-228.
- ・ Defourny, J. (2001), From third sector to social enterprise, in Borzaga, C. and Defourny, J. (Eds), *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge, London/New York, NY, pp. 1-28.
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2008), Social enterprise in Europe: recent trends and developments, *Social Enterprise Journal* Vol. 4 No. 3, 2008, pp.202-228
- ・ Defourny, J. & Nyssens, M. (2010), Conceptions of Social Enterprise and Social Entrepreneurship in Europe and the United States: Convergences and Divergences', *Journal of Social Entrepreneurship*, 1 (1), pp.32-53.

- ・ ECNL (2012), LEAGAL FRAMEWORK FPR SOCIAL ECONOMY AND SOCIAL ENTERPRISES*A COMPARATIVE REPORT, European Center for Not-for-profit Law.
- ・ European Economic and Social Committee. (2012), *THE SOCIAL ECONOMY IN THE EUROPEAN UNION*
- ・ European Commission. (2013), *Social economy and social entrepreneurship*, Social Europe guide, Volume 4
- ・ Final Study Part II : Study on the implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), National Reports (5 October 2010). http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_ii_national_reports.pdf
- ・ Girard,J.P.& Langlois, G. (2009), Solidarity Co-operatives (Quebec, Canada): How Social Enterprises can Combine Social and Economic Goals, in Noya, A. (ed) (2009); *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD. pp.229-272
- ・ Giulia, G. (2004), The evolution of the co-operative form:an international perspective. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.) ; *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 17-38). Trento, Italy: Edizioni31.
- ・ Haaf, C. & B. Stefanson. (2001). *New generation co-operatives and the law in Saskatchewan. Centre for the Study of Co-operatives*. Saskatoon, SK: University of Saskatchewan.
- ・ Hemmati,M. et al (2002), Multi-stakeholder Process for Governance and Sustainability –Beyond Deadlock and Conflict, Earthscan, London.
- ・ Jonathan Bland. (2011), *Time to get serious: international lessons for developing public service mutuels*. CO-OPERATIVES UK: FRESH IDEAS 1
- ・ Kerlin,J.A. (2006), Social Enterprise in the United States and Europe: Understanding and Learning from the Differences, *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, September 2006, Volume 17, Issue 3, pp.246-262
- ・ Leviten-Reid,C. & Fairbairn, B (2011), Multi-stakeholder Governance in Cooperative Organizations: Toward a New Framework for Research?, *Canadian Journal of Nonprofit and Social Economy Research*, 2 (2), pp.25-36.
- ・ Lund,M. (2011), *Solidarity as a Business Model: A Multi-Stakeholder Cooperatives Manual*, Cooperative Development Center at Kent State University.
- ・ Münkner H. (2004), *Multi-stakeholder co-operatives and their legal framework*. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.), *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 49-82). Trento, Italy: Edizioni31.
- ・ NASIOULAS, I. (2011). Greek Social Economy at the crossroads Law 4019/2011 and the institutionalization challenge (Working paper), Paper presented at the 3rd International CIRIEC Research Conference on the Social Economy, Valladolid (Spain), 6-8 April 2011
- ・ OECD編著 (2010),『社会的企業的主流化－「新しい公共」の担い手として－』(連合総合生活開発研究所訳) 明石書房, Noya, A. (ed) (2009) *The Changing boundaries of Social Enterprises*, OECD
- ・ Spear, R. (2004), From co-operative to social enterprise: trends in European experience. In C. Borzaga & R. Spear (Eds.), *Trends and challenges for co-operatives and social enterprises in developed and transition countries* (pp. 49-82). Trento, Italy: Edizioni31.
- ・ Spear, R., C. Cornforth, & M. Aiken. (2009), *The governance challenges of social enterprises: evidence from a UK empirical study*. *Annals of Public and Cooperative Economics*, 80 (2), pp.247-273.
- ・ Social Enterprise London. (2002), "Social co-operatives in Italy: Lessons for the UK."
- ・ Thomas, A. (2004), *The rise of social cooperatives in Italy*. *Voluntas: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, 15 (3), pp.243-263.
- ・ 井上ひさし (2008)『ボローニャ紀行』文藝春秋
- ・ 佐藤正弘 (2010)「新時代のマルチステークホルダー・プロセスとソーシャル・イノベーション」季刊／政策・経営研究, 2010. Vol 3等を参照
- ・ 田中夏子 (2004)『イタリア社会的経済の地域展開』日本経済評論社

(あけだ つくる)